

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平30年5月31日

【会社名】 株式会社サン・ライフ

【英訳名】 SUN・LIFE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 比企 武

【本店の所在の場所】 神奈川県平塚市馬入本町13番11号

【電話番号】 0463(22)1233(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務支援本部長 石野 寛

【最寄りの連絡場所】 神奈川県平塚市馬入本町13番11号

【電話番号】 0463(22)1233(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役業務支援本部長 石野 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年5月9日に提出いたしました、純粹持株会社（完全親会社）である株式会社サン・ライフホールディングの設立に関する臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 【報告内容】

- (2) 本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）その他の株式移転計画の内容  
本件株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）  
(注) 1 .

#### 株式移転計画書(写)

（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

#### 第1条

（乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称）

#### 第2条

#### 株式会社サン・ライフホールディング 定款

#### 第1章 総則

（機関）

#### 第4条

#### 第3章 株主総会

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

#### 第14条

#### 第4章 取締役及び取締役会

（取締役への委任）

#### 第25条

（取締役会の議事録）

#### 第26条

（取締役の責任免除）

#### 第29条

#### 第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

#### 第36条

（選任方法）

#### 第37条

（任期）

#### 第38条

（報酬等）

#### 第39条

（会計監査人の責任免除）

#### 第40条

#### 第7章 計算

（事業年度）

#### 第41条

（剰余金の配当）

#### 第42条

（剰余金の配当等の決定機関）

#### 第43条

（中間配当）

第44条

( 剰余金の配当金等の除斥期間 )

第45条

附則

( 最初の事業年度 )

第 1 条

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

( 訂正前 )

2【報告内容】

(2) 本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)その他の株式移転計画の内容

本件株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

本件株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	株式会社サンライフ・ホールディング (完全親会社・持株会社)	株式会社サンライフ (完全子会社・当社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本件株式移転により、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株つき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付します。

( 訂正後 )

(2) 本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)その他の株式移転計画の内容

本件株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

本件株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	株式会社サンライフ・ホールディング (完全親会社・持株会社)	株式会社サンライフ (完全子会社・当社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本件株式移転により、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付します。

( 訂正前 )

株式移転計画書(写)

( 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項 )

第 1 条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、2,728万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式数は、次のとおりとする。

普通株式 2,728万株

( 訂正後 )

株式移転計画書(写)

( 乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項 )

第 1 条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、2,728万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式 2,728万株

( 訂正前 )

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役(設立時監査等委員である取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

竹内 恵司  
比企 武  
石野 寛  
竹内 伸枝  
竹内 圭介  
井上 和弘

2 乙の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

瀧澤 賢次  
松下 幹夫  
小峰 雄一

(訂正後)

(乙の設立時取締役等の氏名及び設立時会計監査人の名称)

第2条 乙の設立時取締役(設立時監査等委員である取締役を除く。)の氏名は次のとおりとする。

竹内 恵司  
比企 武  
石野 寛  
竹内 伸枝  
竹内 圭介  
井上 和弘

2 乙の設立時監査等委員である取締役の氏名は次のとおりとする。

瀧澤 賢次  
松下 幹夫  
小峰 雄一

(訂正前)

## 株式会社サン・ライフホールディング 定款

### 第1章 総則

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役会のほか、次の機関を置く。

取締役会  
監査等委員会  
会計監査人

(訂正後)

## 株式会社サン・ライフホールディング 定款

### 第1章 総則

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

取締役会  
監査等委員会  
会計監査人

(訂正前)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたいが、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(訂正後)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたいが、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(訂正前)

(取締役への委任)

第25条 当社は、会社法399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(訂正後)

(取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(訂正前)

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(訂正後)

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2 第24条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(訂正前)

(取締役の責任免除)

第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(訂正後)

(取締役の責任免除)

第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(訂正前)

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は、会計監査人を置く。

(訂正後)

第6章 会計監査人

第36条削除

(訂正前)

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第42条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭の分配(以下、中間配当という。)をすることができる。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(訂正後)

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭の分配(以下、中間配当という。)をすることができる。

(剰余金の配当金等の除斥期間)

第44条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(訂正前)

附則

(最初の事業年度)

第1条 第41条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立日から平成31年3月31日までとする。

(訂正後)

附則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の設立日から平成31年3月31日までとする。